

第6章 バリアフリー化事業の推進体制

1. バリアフリー化事業の推進体制

(1) 協議会について

本構想の策定にあたって、バリアフリー法第26条に基づき、有識者及び市民の意見等を広く反映させるため「日置市湯之元駅周辺地区バリアフリー基本構想策定協議会」を設置しました。本構想策定後も協議会を活用し、事業等の進行管理を図るだけでなく、継続的に特定事業の分析や事後評価を実施することで、必要に応じた見直しを行い、バリアフリー化事業の推進に努めます。

(2) それぞれの役割

本市(行政)・市民・事業者・協議会が相互に連携・協働し、基本理念の実現に向け一体となってバリアフリーに関する事業の推進に取り組みます。

行政は、市民に対しホームページ等でバリアフリーに関する情報を提供するだけでなく、事業者や協議会と協働して、本構想や特定事業計画の見直し、バリアフリー化事業の推進に取り組みます。また、市民や事業者に対し、「心のバリアフリー」に関する事業を実施し、普及に努めます。

市民は、「心のバリアフリー」への理解を深め、パブリックコメントやアンケートを通して、バリアフリー化に関する事業について主体的に関わっていきます。

事業者は、特定事業に該当する事業は特定事業計画の作成を行い、事業に取り組みます。また、市や協議会と連携しながら、市民の意向を把握し、適宜特定事業計画の見直しを行います。

協議会はバリアフリー化に関する事業の進行管理を行うだけでなく、適宜事業の分析や市民の意見を踏まえ、本構想及び特定事業の分析・評価を行います。

また、基本構想策定(PPLAN)、特定事業を含むバリアフリー化に関する事業の実施(DO)、事業実施内容の分析や効果の評価・検討(CHECK)、必要に応じた基本構想及び特定事業計画の見直し(ACT)を実行する「PDCA サイクル」に基づき、基本構想の見直しを実施することで継続的なバリアフリー化の推進に努めます。

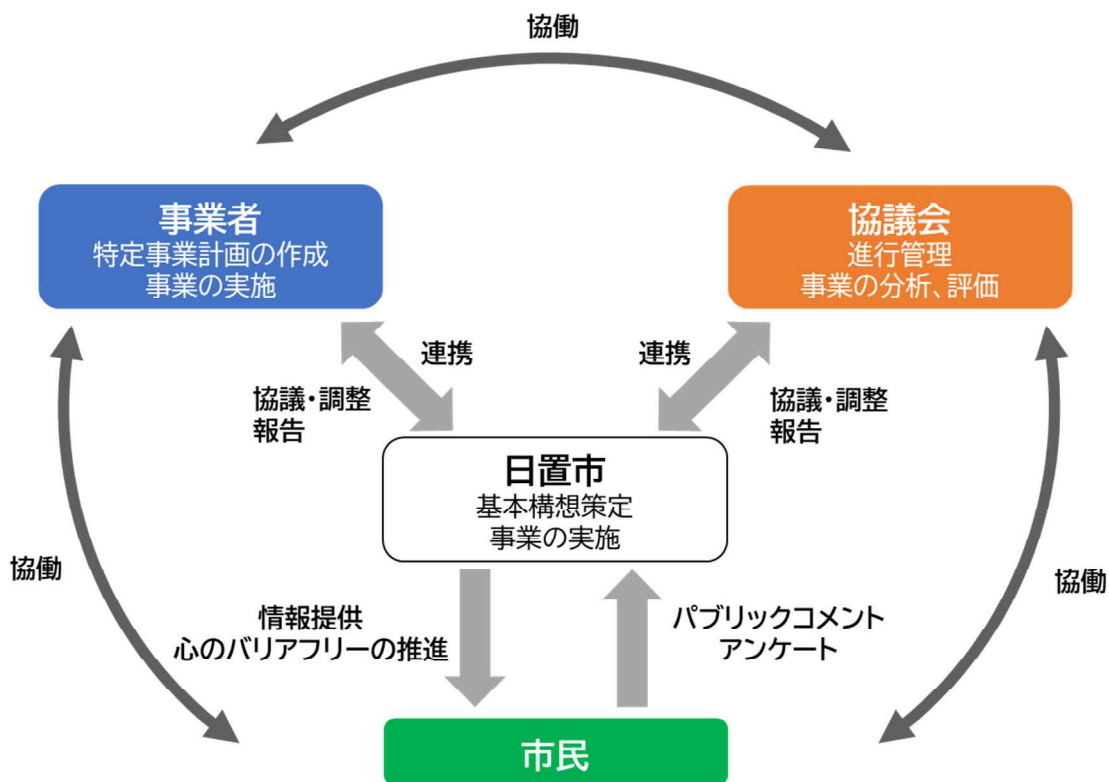


図 6-1 バリアフリー基本構想の推進体制

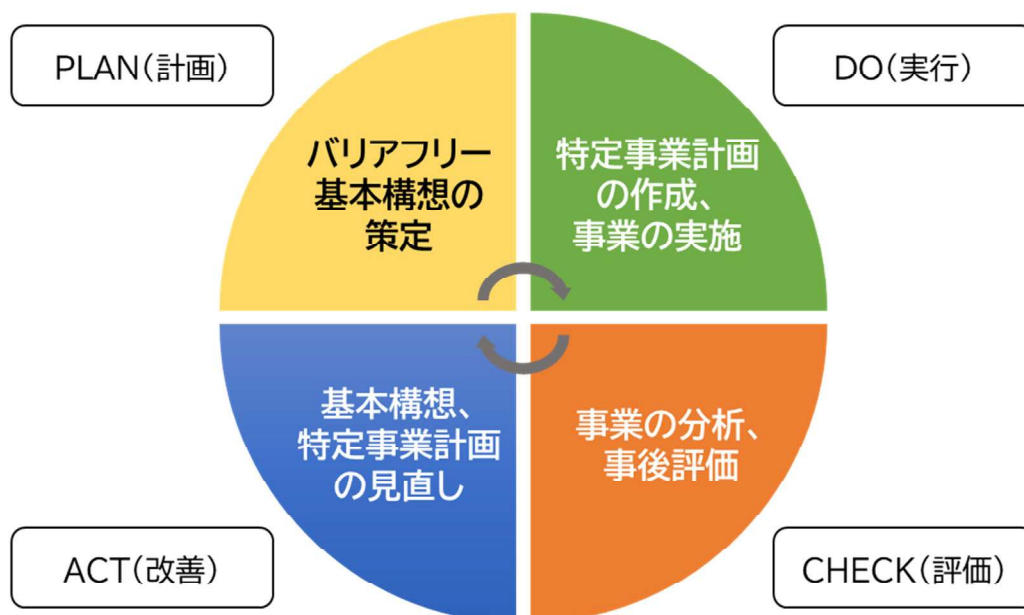


図 6-2 バリアフリー基本構想のPDCA サイクル